

大分県報

平成三十一年
号外（十一）
三月十五日

（ ） 日 曜 金

目次

監査公表

………1

○監査公表

監査委員公表第635号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により河野聡から請求のあった住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を平成31年3月14日付けで請求人に通知したので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月15日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 大分県監査委員 | 首 | 藤 | 博 | 文 |
| 大分県監査委員 | 長 | 野 | 恭 | 子 |
| 大分県監査委員 | 元 | 吉 | 俊 | 博 |
| 大分県監査委員 | 馬 | 場 | | 林 |

第1 監査の請求

1 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成31年1月15日付けでこれを受理した。

2 請求人

河野 聡

3 請求の要旨

住民監査請求書の記載によれば、本件請求の要旨は、次のとおりである（数字の表記を除き、原文のまま掲載）。

(1) 大分県は、有限会社本川牧場が日田市内の牧場に設置する自動給餌機（餌寄せ機）

の導入のために大分県酪農業協同組合に対して支払うべき583万2,000円の事業費のうち、金180万円を平成29年度酪農支援対策施設整備事業費補助金として支出することを決定し、2018（平成30）年5月8日付けで、金180万円を大分県酪農業協同組合に支払うことを命ずる支出命令を行い（甲1～3）、既に支出がなされている。

(2) しかしながら、有限会社本川牧場は、牛糞堆肥物の放置等により、周辺の農地や河川に汚染をもたらしているため、社会問題となっている企業である。

2017（平成29）年10月24日に大分県薬剤師会が調査した結果（甲4）でも、本川牧場に近い地点（山の口ため池、出口谷川砂防ダム、大藪川、ラララーパーク入口、天瀬町本城仮迫橋）では、その下流と比較して、大腸菌などの各種の数値が高い傾向にあることが示されており（別紙調査結果のドンク色で塗った箇所が問題のある調査結果である。）、本川牧場による土壌・水質の汚染が証明されているところである。

このようなことは、大分県も容易に調査して把握することが可能である。

(3) このような水質汚染を行う業者に対して補助金を支出することは、大分県が違法行為に加担することになるのであるから、補助金交付要綱に反するだけでなく、公序良俗に反することであるとして、違法かつ著しく不当である。

(4) よって、大分県監査委員は、大分県に対して、有限会社本川牧場に対し、債権者大分県酪農業協同組合に支払った補助金額180万円を、不当利得返還請求権に基づき返還するよう勧告するなど、適切な措置をなすべきである。

別紙 本川牧場周辺の水質調査結果（甲4号証の内容を一覧表にしたもの、略）

4 事実証明書

甲第1号証 支出命令書の写し

甲第2号証 起案書（平成29年度酪農支援対策施設整備事業費補助金の額の確定通知書について）の写し

甲第3号証 平成29年度酪農支援対策施設整備事業実施設計書の写し

甲第4号証 濃度計量証明書（採取状況記録を含む。）の写し

第2 監査の実施

1 監査対象機関

監査対象部局を農林水産部とし、監査対象箇所を同部畜産振興課（以下「畜産振興課」という。）及び同部畜産技術室（以下「畜産技術室」という。）とした。なお、畜産振興課は、大分県行政組織規則（昭和31年大分県規則第10号）第33条の規定により、畜産技術室の庶務に関することをその分掌事務とされている。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、平成31年2月8日に、おおむね次のような内容の陳述をした。証拠は、提出されなかった。

なお、同条第7項の規定により、請求人の陳述に関係職員等が立ち会うことを認められた。

(1) 日田市は水郷と称され、多くの市民は水に対して愛情を持っており、また、サッポロビールやその他の水を使った新興企業があり、水の産業という面でも非常に重要な都市であると思われる。県政においても、そういったことを十分に考えて、運営していく必要があるのではないかと考えている。

(2) そういう中で、有限会社本川牧場（以下「本件会社」という。）については、かなり以前、10年以上前から、水質汚染を出しているのではないかとということで社会問題化し、国会議員が現地に行くとか、県議会でも色々問題になるとかということがあった。そこで、今も汚染を出しているのではないかとということで、別の機会に、大分県薬剤師会に依頼をして、本件会社の周辺から採取した水の水質調査をし、その結果を今回、甲第4号証として提出し、また、住民監査請求書の別紙にまとめている。別紙には、私なりに、水質基準から見ると問題がある数値というのを調べ、それを超えているものをピンク色に塗っている。採水箇所は、牧場の直近の部分5箇所と、そこから川の下流に向かって大体5kmのところと10kmのところ、更に玖珠川と大山川の合流地点、三隈川上野浄水場の取水場である。

このように調べた結果は、本件会社から排出されたものがその下流のところまで至っているかどうか、いわば因果関係というか、三隈川が汚染されているとしたら、同社からの排水で汚染されているのではないかと示したところを示したもので、ということになると考えている。

(3) そこで、一つは、こういう社会問題になった汚染の問題について、現時点において県として十分に調査把握した上で補助金を出しているのかということ、更に、もう一つは、当該会社と反社会勢力との関係というものはないのかとかいうことを県がよく調査しているのかということ、そういうことを合わせて、県が補助金を支給する行政としてしっかりとやっているのかということなどを監査委員において調査して判断してもらいたい。

3 関係職員等の陳述

地方自治法第242条第7項の規定により、関係職員等の陳述の聴取を行うこととし、その際に請求人が立ち会うことを認めた。

平成31年2月8日に、関係職員等として、農林水産部畜産技術室長（以下「畜産技術室長」という。）が、おおむね次のような内容の陳述をした。

(1) 酪農支援対策施設整備事業の目的は、酪農経営の基盤強化と経営感覚に優れた担い手の確保を促進するため、新技術を利用した省力化施設整備や機械等の導入により本県酪農の発展に資することである。事業の仕組みは、酪農支援対策施設整備事業実施要領（平成28年4月1日付け畜技第247号農林水産部長何定め。以下「実施要領」という。）第3に定める市、町及び大分県酪農協同組合（以下「大分県酪」という。）であり、事業主体が実施要領第2に定める認定農業者の酪農経営の強化を図るための施設整備に対し補助する経費に対して、県が補助金を交付するものである。

なお、実施要領第4の規定により除外される事業対象者は、大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）に規定する暴力団員等、法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの、暴力団員等がその活動を支配するものと定められている。

(2) 本件請求の対象の事業の内容は、平成29年度に、日田市で酪農業を営む認定農業者である本件会社が、飼料給餌作業の省力化対策として、日田市内の牧場に自動給餌機（餌寄せ機）2台を導入した経費に対し大分県酪が補助する経費について、県が補助金180万円を交付したものである。

(3) 平成29年11月1日付けで事業主体である大分県酪から事業実施計画承認申請書が提出され、事業の目的、事業の内容、事業対象者について審査した結果、実施要領に定める規定を満たしていることから、11月10日付けで事業実施計画承認書を交付した。以降、11月15日付けで補助金交付申請書が提出され、12月1日付けで補助金交付決定を通知し、平成30年4月2日付けで実績報告書が提出され、4月16日付けで補助金額の確定を通知し、4月17日付けで補助金交付請求書が提出され、5月8日に県から大分県酪に補助金180万円を交付した。

なお、大分県酪から事業対象者へは、平成30年3月30日に補助金が支払われている。

(4) 以上のとおり、本件請求の対象事業は、実施要領及び酪農支援対策施設整備事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日付け畜技第248号農林水産部長何定め。以下「交付要綱」という。）に基づき適切に執行行われているものと考えられる。

4 監査対象事項

平成30年5月8日に大分県酪に対してした平成29年度酪農支援対策施設整備事業費補

| | |
|---|---|
| <p>助金180万円の支出（以下「本件支出」という。）を監査対象事項とし、本件支出に係る事実関係の確認、本件支出の違法性又は不当性、本件支出が大分県に損害を及ぼすこととなるのか、措置を講ずる必要が認められるか等について監査した。</p> <p>5 監査の実施 平成31年2月14日に職員監査を実施し、同月27日に委員監査を実施した。</p> <p>6 関係機関調査 生活環境部環境保全課から、平成31年2月27日に、河川の水質保全に関する制度の概要等についての説明を聴取した。</p> <p>第3 監査の結果 本件請求については、合議により次のように決定した。 「本件請求は、理由がないものとして棄却する。」 以下、その理由について述べる。</p> <p>1 事実関係の確認 監査対象機関に対する監査及び関係機関調査の結果、次の事項を確認した。</p> <p>(1) 本件支出に関する法令等の規定 ア 補助金の交付に関する規程 イ 法令の規定 酪農支援対策施設整備事業費補助金の交付について定めた法令又は条例の規定は、存在しない。また、農業者・畜産業者又は農業協同組合若しくは農畜産業者の組合への補助金等の交付について一般的に定めた法令又は条例の規定も、存在しない。</p> <p>よって、当該補助金の交付の法令上の根拠は、地方自治法第232条の2の「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定に求められる。</p> <p>(4) 大分県補助金等交付規則の規定 大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号）は、「法令に特別の定めがあるものを除くほか、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定める」（第1条）ものであり、酪農支援対策施設整備事業費補助金について適用される。</p> <p>大分県補助金等交付規則の主な規定内容は、次のとおりである。 （補助金等の交付の申請）</p> | <p>第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称及び住所 (2) 補助事業等の目的及び内容 (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法及び完了の予定期日 (4) 交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎 (5) その他知事が必要と認める事項</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の営むおもな事業 (2) 申請者の資産及び負債に関する事項 (3) 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法 (4) 補助事業等の執行計画（工事の施行にあつては、設計を含む。） (5) 補助事業等の効果 (6) 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項 (7) その他知事が必要と認める事項</p> <p>3 知事は、その必要がないと認めるときは、第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の書類を省略させることができる。 （補助金等の交付の決定）</p> <p>第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。</p> <p>2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行なう必要があるときは、補助金等の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。 （補助金等の交付の条件）</p> <p>第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付</p> |
|---|---|

の目的を達成するために必要があるときは、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を行なうため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けらるべきこと。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けらるべきこと。

- 2 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。
- 3 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前2項の規定による補助金等の交付の条件が付されているときは、間接補助事業者等に対し、これを守らせるために必要な条件を付さなければならない。

（補助金等の交付決定の通知）

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合
- (2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業者等又は間接補助事業者等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、

補助事業者等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業者等又は間接補助事業者等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

- 3・4 (略)

（状況報告）

第9条 知事は、別に定めるところにより、補助事業者等に対し、補助事業等の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業者等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第13条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたとときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者等に通知するものとする。

（是正のための措置）

第14条 知事は、補助事業者等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業者等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従つて行なう補助事業者等について準用する。

（決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他

| | | | | | | | |
|--|--|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| <p>補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づき知事の処分に関連したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。</p> <p>4 第6条の規定は、第1項及び第2項の規定による取消をした場合について準用する。</p> <p>(補助金等の返還)</p> <p>第16条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。</p> <p>2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>イ 財務会計規律に関する規程</p> <p>地方公共団体における財務会計規律を定める主要な法令の規定として、地方自治法第2編第9章財務(第208条～第243条の5)及び第2条第14項・第16項・第17項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第2編第5章財務(第142条～第173条の2)並びに地方財政法(昭和23年法律第109号)第2条及び第4条などの各規定がある。また、大分県においては、大分県会計規則(昭和49年大分県規則第10号)で、県の会計事務について必要な事項を定めている。</p> <p>ウ 民法</p> | <p>請求人は、本件支出が公序良俗に反すると主張するので、以下に民法(明治29年法律第89号)第90条の規定(平成29年法律第44号[平成29年6月2日公布、平成32年4月1日施行])による改正前の規定)を掲げる。</p> <p>(公序良俗)</p> <p>第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。</p> <p>エ 大分県暴力団排除条例</p> <p>大分県暴力団排除条例は、大分県からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>具体的には、第1章で基本理念、県・県民・事業者の責務、条例の拡張解釈等の禁止などを、第2章で県の事務及び事業における措置などを、第4章で暴力団員等に対する利益の供与の禁止などを定めている。</p> <p>(2) 酪農支援対策施設整備事業費補助金に係る歳出予算</p> <p>平成28年度～平成30年度の酪農支援対策施設整備事業費補助金に係る歳出予算(当初)の状況は、次のとおりである。</p> <p>款 農林水産業費 項 畜産業費 目 畜産振興費</p> <p>(事業名) 酪農経営生産性向上対策事業</p> <p>節 負担金補助及交付金</p> <table border="1"> <tr> <td>平成28年度予算額</td> <td>5,400千円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度予算額</td> <td>5,400千円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度予算額</td> <td>5,400千円</td> </tr> </table> <p>(3) 酪農支援対策施設整備事業費補助金の交付及び支出の手続</p> <p>ア 補助金の交付の手続</p> <p>酪農支援対策施設整備事業費補助金の交付に関する手続は、大分県補助金等交付規則、実施要領及び交付要綱の定めるところに従ってなされる。手続を順に記せば、事業実施計画承認申請、事業実施計画の承認、補助金の割当内示、補助金の交付申請、補助金の交付の決定・通知、補助事業着手届の提出、補助事業(間接補助</p> | 平成28年度予算額 | 5,400千円 | 平成29年度予算額 | 5,400千円 | 平成30年度予算額 | 5,400千円 |
| 平成28年度予算額 | 5,400千円 | | | | | | |
| 平成29年度予算額 | 5,400千円 | | | | | | |
| 平成30年度予算額 | 5,400千円 | | | | | | |

事業を含む。)の実施、補助事業完了届の提出、完了確認検査の実施、補助事業実績報告書の提出、補助金の額の確定、補助金交付請求書の提出、補助金の交付、事業実施状況報告書の提出となる。また、補助事業の完了後、間接補助事業者は、補助事業で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の交付目的に従って使用する義務を負う。

なお、各市町における事業実施要望の調査・取りまとめについては、畜産技術室の担当者が市内連絡（大分県庁 e-オフィスシステム上で、特定のID間での連絡等を行う機能をいう。）で、各振興局生産流通部の畜産担当者に依頼している。

また、補助金等の交付の決定等をする権限は、知事に属するものであるところ、酪農支援対策施設整備事業費補助金の交付額は1件1千万円未満となることから、大分県事務決裁規程（昭和43年大分県訓令甲第11号）第4条及び別表第一の一の表の三十二の項の規定に基づき、畜産技術室長が専決している。

イ 支出負担行為及び支出の手続

支出負担行為及び支出に関しては、地方自治法、地方自治法施行令及び大分県会計規則の定めるところに従って、知事が支出負担行為及び支出命令を行い、会計管理者が支出を行う。

支出負担行為及び支出命令をする権限は、知事に属するものであるところ、酪農支援対策施設整備事業費補助金の支出負担行為については、いずれも1件1千万円未満となることから、大分県事務決裁規程第4条及び別表第一の六の表の規定に基づき、農林水産部畜産振興課長（以下「畜産振興課長」という。）が専決し、支出命令については、大分県事務決裁規程第4条及び別表第一の七の表の規定に基づき、同課長が専決している。

(4) 実施要領及び交付要綱の内容

本件補助金（大分県酪に対して交付した平成29年度酪農支援対策施設整備事業費補助金をいう。以下同じ。）に適用される実施要領及び交付要綱の規定は、平成30年4月に一部改正される前のものであり、その概要は、次のとおりである。

ア 実施要領

実施要領の概要は、次のとおりである。

なお、第2の認定農業者は、実施要領及び交付要綱において、「事業対象者（実施要領第4）」、「事業実施者（実施要領第1号様式・実施要領第4号様式・交付要綱第7号様式・交付要綱参考様式実施設計書）」又は「事業実施主体（交付要綱第3条第3項・交付要綱第1号様式・交付要綱第10号様式）」という呼び方をされ

ている。
また、第3の「事業主体」とは、県の補助金交付の対象となる補助事業（第2の認定農業者に対して補助金を交付する事業）を行う者のことであり、実施要領第1号様式・実施要領第3号様式・実施要領第6・実施要領第4号様式では「事業実施主体」という呼び方をされている。

また、第4の規定は、要するに、「本事業からの暴力団の排除」を定めたものである。

また、第5の前段の誓約書については、事業主体とされる市町及び大分県酪のものではなく、事業対象者となる認定農業者のものを求めている。誓約書による承諾に基づき、当該認定農業者について「大分県警察本部に照会」するのは、当該認定農業者が事業対象者となるのが初めてである場合及び前回の照会から長期間が経過している場合ということであるが、その期間の基準は、定められていない。

また、第7に規定する「別表で特に規定する機械等」は、ないものの、事業実施状況報告書の提出は、全ての事業実施主体に求めている。

第1 目的

この事業は、酪農経営の基盤強化と経営感覚に優れた担い手の確保を促進するため、新技術を利用した省力化施設整備や機械等を導入することにより本県酪農の発展に資することを目的とする。

第2 事業の内容

認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。）が酪農経営の強化を図るため、別表1に定める省力化対策及びカウンセラー対策を図るための施設・機械を整備する。

別表1

| 省力化対策 | | 機械等の内容 |
|-------|--|----------------|
| | | 自動給餌機 |
| | | コンプレートミキサー |
| | | 自走式コンプレートフイーター |
| | | 発情発見装置 |
| | | 分娩予知装置 |
| | | 初乳加熱殺菌装置 |

| |
|---------------|
| その他特に知事が認めるもの |
| 換気扇 |
| 細霧装置 |
| 給水・飼槽施設 |
| 牛床マット |
| カウゾラシ |
| 牛保定柵等 |
| その他特に知事が認めるもの |

第3 事業主体

事業主体は、市町、大分県酪農業協同組合とする。

第4 事業対象者の除外

事業主体が行う第2の事業のうち、次に該当する者及び次に該当する者を含む団体等を事業対象者として行う事業に要する経費については対象外とする。

ア 大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 法人で、その役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの

第5 事業の実施

事業主体は事業実施計画を策定し、事業実施計画承認申請書（第1号様式）に誓約書（別紙）を添えて知事に提出し、承認を受けるものとする。

知事は申請があつた場合は、内容を審査し、適切と認めるときは事業主体に事業実施計画承認書（第2号様式）を交付するものとする。

2 事業実施計画を変更（第3号様式）する場合も同様とする。

第6 助成

県は事業実施主体に対し、この事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内において助成するものとする。

第7 状況報告

別表で特に規定する機械等については、当該事業実施年度の翌年度の6月末日までに、事業実施状況報告書（第4号様式）を提出するものとする。

イ 交付要綱

交付要綱の概要は、次のとおりである。

（趣旨）

第1条 知事は、酪農経営の基盤強化を図るため、酪農支援対策施設整備事業実施要領（平成28年4月1日制定。以下「実施要領」という。）に基づき、認定農業者が事業を実施するのに要する経費に対し、市町又は大分県酪農業協同組合（以下「大分県酪」という。）が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率等）

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

| 事業種類 | 補助対象経費 | 補助率 |
|--------------|---|--------------------------------|
| 酪農支援対策施設整備事業 | 認定農業者が実施要領に基づき、省力化対策及びカウゾラシ対策を図るための施設・機械を整備するのに要する経費に対し、市町又は大分県酪が補助するに要する経費 | 10/10以内（ただし、補助対象事業費の1/3以内とする。） |

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 実施設計書（表紙・設計説明書・事業費明細書・見積書等の積算根拠書類）

(2) 設計図面又は機械・器具等の場合は説明書等

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控

除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。

(6)～(11) (略)

(12) 市町長又は大分県酪組組合長は、間接補助事業者に補助金の交付の決定をする際には、この項の第1号から前号までの条件を付すこと。この場合において、「知事」を「市町長又は大分県酪組組合長」に、「県」を「市町又は大分県酪」に読みかえるものとする。

(13) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 (略)

（補助金交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（状況報告）

第7条 補助事業に着手し、又は補助事業が完了したときは、遅滞なく次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 着手した時

イ 補助事業着手届（第5号様式）

ロ 工事請負契約を伴う補助事業にあつては、工事請負契約書の写し
ハ 機械・器具等を購入する補助事業にあつては、売買契約書の写し
ニ 入札（見積）結果の写し

(2) 完了した時

イ 補助事業完了届（第6号様式）

ロ 完了確認検査調査書（第7号様式）

ハ 補助事業者から間接補助事業者への支払が確認できる書類の写し（完了確認検査）

第8条 知事は、前条の規定により補助事業完了届を受理したときは、すみやかに当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との適合について、完了確認検査を行うものとする。

（補助金の交付方法）

第9条 この補助金は、精算私の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算私の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第9号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 出来高設計書（表紙・設計説明書・事業費明細書）

(2) 出来高図面

(3) 出来高写真（着工前・工程を含む）

(4) 契約書又は見積書の写し（補助事業着手届に添付済みのものを除く）

(5) 領収書又は請求書の写し

(6) 財産管理台帳の写し（第10号様式）

(7) 間接補助事業者が補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写し

(8) その他知事が必要と認める書類

| | |
|--|--|
| <p>(補助金の額の確定通知)</p> <p>第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第11号様式)により行うものとする。</p> <p>(5) 本件支出 本件支出に係る手続(本件補助金の交付に係る手続を含む。)は、以下のとおり行われた。</p> <p>なお、本件会社が暴力団排除措置の対象者に該当しないことについては、平成25年度に確認されていた。また、本件請求があった後の平成31年2月12日に警察本部に改めて照会し、同月14日に「該当しない」との照会結果を得ている。</p> <p>平成29年11月1日 大分県酪が事業実施計画承認申請書を提出 平成29年11月10日 畜産技術室長が専決により事業実施計画を承認 平成29年11月10日 大分県酪に事業実施計画承認書を送付 平成29年11月10日 大分県酪に補助金の交付割当を内示 平成29年11月15日 大分県酪が補助金交付申請書を提出 平成29年12月1日 畜産振興課長が支出負担行為決議を専決により行い、また、これによって畜産技術室長が専決により本件補助金180万円の交付を決定</p> <p>平成29年12月1日 大分県酪に補助金交付決定通知書を送付 平成29年12月1日 大分県酪が本件会社に補助金交付決定通知書を送付 平成30年3月14日 本件会社が「大分県酪に補助事業着手届を提出 平成30年3月14日 大分県酪が補助事業着手届を提出 平成30年3月29日 本件会社が「大分県酪に補助金交付請求書(概算払)を提出 平成30年3月30日 大分県酪が本件会社に補助金180万円を支払 平成30年3月30日 本件会社が「大分県酪に事業完了届を提出 平成30年3月30日 大分県酪が事業完了届を提出 平成30年3月30日 大分県酪と共に完了確認検査を実施 平成30年3月30日 本件会社が「大分県酪に補助事業実績報告書を提出 平成30年4月2日 大分県酪が補助事業実績報告書を提出 平成30年4月16日 畜産技術室長が専決により本件補助金の額を180万円に確定 平成30年4月16日 大分県酪が補助金の額の確定通知書を送付 平成30年4月16日 大分県酪が本件会社に補助金の額の確定通知書を送付 平成30年4月17日 大分県酪が補助金交付請求書を提出</p> | <p>平成30年4月17日 畜産振興課長が専決により支出命令 平成30年5月8日 会計管理者が支出命令に係る額を支出 平成30年6月22日 大分県酪が事業実施状況報告書を提出</p> <p>(6) その他の調査事項について</p> <p>ア 河川の水質保全に関する制度の概要 環境基準とは、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項において、大気・水質・土壌・騒音などの環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準と定義されている。環境基準は、行政上の目標基準とされている。</p> <p>河川に係る水質環境基準について、まず、全ての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準」で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など27項目の基準値が定められている。次に、「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」で、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質濃度(SS)、溶存酸素量(DO)及び大腸菌群数の5項目の基準値が、河川ごとにその利水状況などに応じて指定されるAAからEまでの類型ごとに定められている。</p> <p>類型の指定は、複数の県にまたがる河川については国が、その他の河川については県が行う。本県では、延長10km以上かつ流域面積20km²以上の河川について、水道水源であるとか、漁業権、農薬用水、工業用水、自然環境保全などの利水状況と水質汚濁の状況を勘案して指定をしている。</p> <p>筑後川水系では、ほとんどが上から2番目の水道2級・水産1級のA類型に指定されている。</p> <p>イ 平成22年～平成24年頃の日田市天瀬町塚田地区周辺の河川や地下水の水質調査について</p> <p>(ア) 平成22年度に実施した調査について 平成22年度に実施した周辺河川の水質検査結果(県が合楽川4地点と出口谷川1地点で年6回、日田市が合楽川3地点と出口谷川2地点で毎月実施)は、全調査地点で農薬用水として望ましい環境基準D以上の水質であった。</p> <p>また、湧水の水質検査結果(県が塚田団地周辺の2か所と合楽川・出口谷川流域の対照地点2か所で年2回実施)は、塚田団地周辺と対照地点の水質に顕著な差はないというものであった。また、環境基準が定められている亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素は、基準に適合していた。</p> <p>(イ) 平成24年度に実施した調査について</p> |
|--|--|

平成24年度に実施した飲用井戸等の水質調査結果（県が計6か所実施）は、水道法の水質基準のうち、堆肥により影響を受けやすい5項目（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、塩化物イオン、一般細菌、大腸菌）については、水道法の水質基準に全て適合し、飲用上問題となる項目はなかった。

また、平成12年度以降のデータと比較して、いずれの項目についても、顕著な増加傾向は見られなかった。

現在の日田市天瀬町塚田地区周辺の河川や地下水の水質調査の実施状況について県では、イ(イ)の平成24年度の地下水調査を行って以降は、塚田地区周辺の河川や地下水の水質調査を実施していない。

筑後川水系の基準点の常時監視では、BODの平成29年度の測定値で見ると、いずれも環境基準の半分で、良好な水質を継続して維持しているという状況である。エ 事実証明書（甲第4号証）で示された水質検査結果の評価について

標記水質検査の塚田地区周辺の採水地点については、「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」の類型の指定がなされていない。試みに、筑後川水系のほとんどが属するA類型の基準値と比較をしたところ、大腸菌群数で一部基準値を超えていたが、その他の項目は基準値に適合していた。

なお、生活環境の保全に関する環境基準（河川）において、化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全りん、大腸菌、ペロ毒素遺伝子、アゾモニア性窒素、ふん便性大腸菌群数及び嫌気性芽胞菌に対する基準は、設定されていない。

2 監査対象機関の説明

(1) 本件補助金の交付に係る交付要綱違反・公序良俗違反等について

ア 実施要領において、酪農支援対策施設整備事業の事業対象者は認定農業者とし、そのうち、大分県暴力団排除条例に規定する暴力団員等、法人で、その役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの、暴力団員等がその活動を支配するものは、事業対象者から除外することを定めている。

本件会社の代表者については、過去、同社に酪農経営構造改革推進事業（生産性向上強化施設整備事業分）費補助金を交付した平成25年度に、暴力団とは無関係であることを確認していた。なお、本件請求を受けて改めて平成31年2月12日に警察本部に照会し、本件会社の代表者は、暴力団とは無関係であることを確認した。

上記のとおり、本件会社に事業対象者から除外されるべき事由はなく、実施要領・交付要綱に反しない。

イ 県としては、本件会社の「水質汚染問題」について、(2)のア及びイのような状況

を十分に把握した上で補助金を交付している。

ウ 本件補助金に係る補助対象事業の実施、補助金交付事務手続とも、実施要領・交付要綱に基づき適切に行われており、本件補助金の交付によって本件会社が不当利得を得た事実はないと考える。

(2) 本件会社の「水質汚染問題」について

ア 本件会社は、牛ふんを堆肥化施設で堆肥にし、耕種農家や園芸農家等への販売、自社農場への施肥に利用している。堆肥化施設の設置・管理は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の規定による管理基準に基づいて適正に行われており、堆肥の保管も、牧場内外の保管庫で適切に行っている。また、現在、県農林水産部及び生活環境部、県西部振興局、県玖珠家畜保健衛生所、県西部保健所などに本件会社が周辺農地や河川に汚染をもたらしているという苦情等はない。

イ 過去、平成22年度～平成24年度の間にかけて、県生活環境部、県西部振興局、日田市などが、本件会社周辺の土壌や河川・井戸の水質の調査を幾度か行ったが、土壌・水質とも問題となる数値はなかった。

ア 平成22年に日田漁業協同組合などから、串川及び合栗川への汚染水流出の停止、合栗川上流塚田地区での同社の畜産施設拡張計画の無期限延期などを求める「筑後川水系河川及び地下水の糞便汚染に関する陳情書」が、大分県知事、日田市長などに提出された。

イ 県議会においては、平成22年～平成24年にかけて、本会議や常任委員会で本件会社による土壌や水質への影響が取り上げられ、平成22年度に農林水産部及び生活環境部が実施した調査の結果、土壌・水質とも問題となる数値はなかったことを答弁している。

ウ 西部地区畜産環境保全推進指導協議会（事務局：県西部振興局生産流通部）は、塚田地区の本件会社所有地の土壌調査とその周辺の井戸の水質検査を約1年にわたって行い、平成25年1月17日に、塚田地区5自治会の会長に対し、その結果を報告した。検査の結果は、井戸水は水道水質基準に全て適合し、また、土壌中の硝酸態窒素濃度は基準値内又は基準値以下であった。

ウ 平成29年10月24日に大分県薬剤師会が実施した調査の結果について、環境基本法第16条第1項の規定に基づき政府（環境省）が定める水質汚濁に係る環境基準と比較した。

まず、「人の健康の保護に関する環境基準」にある硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

については、調査結果は0.6～1.0mg/Lの範囲、環境基準は10mg/Lで、基準の範囲内である。

次に、「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」にある項目について、類型A（水道2級〔沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの〕・水産1級〔ヤマメ、イワナ等〕・水浴）というカテゴリーの基準値と比較すると、水素イオン濃度（pH）の調査結果は6.8～8.0の範囲、環境基準は6.5以上8.5以下、生物化学的酸素要求量（BOD）の調査結果は0.5～1.1mg/Lの範囲、環境基準は2mg/L以下、浮遊物質量（SS）の調査結果は1～6.4mg/Lの範囲、環境基準は25mg/L以下、溶存酸素量（DO）の調査結果は8.8～10.4mg/Lの範囲、環境基準は7.5mg/L以上で、これらはいずれも環境基準の範囲内である。大腸菌群数の調査結果は220～2,400MPN/100mLの範囲、環境基準は1,000MPN/100mL以下であるが、一つ下の類型B（水道3級〔前処理等を行う高度の浄水操作を行うもの〕・水産2級〔サケ科魚類・アユ等〕）というカテゴリーの環境基準は5,000MPN/100mL以下であり、これとの比較では環境基準の範囲内にある。また、調査結果が1,000MPN/100mLを超えていた7箇所採取地点のうち5箇所は、請求人が下流域と位置付ける場所である。

なお、生活環境の保全に関する環境基準（河川）において、化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全りん、大腸菌、ペロ毒素遺伝子、アゾモニア性窒素、ふん便性大腸菌群数及び嫌気性芽胞菌についての基準は、設定されていない。

3 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象機関の説明及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

(1) 判断の対象事項

まず、請求人の主張の当否について判断するとともに、他に本件支出を違法又は不当なものとするような理由があるかどうかを判断する。

次に、本件支出を違法又は不当なものとするような理由があると認められる場合には、それにより大分県が被った損害を補填するために必要な措置についても判断する。

(2) 判断

ア 請求人の主張について

請求人は、本件補助金の交付先である本件会社が不法行為を行っており、当該会社に補助金を交付することは、大分県が違法行為に加担することになると主張して

いると認められるところ、当該不法行為により具体的にどのような損害が発生しているかについては主張していない。また、本件会社の行為によって具体的な損害が発生していることをうかがわせるような事実は、見受けられなかった。

したがって、請求人が主張するような不法行為があるとは認められないから、当該不法行為の存在を前提とする、本件補助金の支出が違法かつ著しく不当であるという請求人の主張には、理由がないと認められる。

イ その他本件支出を違法又は不当なものとする理由について

本件支出に係る手続（本件補助金の交付に係る手続を含む。）について、財務会計規律に違反するような事実は見受けられなかった。そのほか、監査の結果確認した事実の中に、本件支出を違法又は不当なものとするような理由の存在は、認められなかった。

ウ 結論

上記のとおり、本件支出が違法又は不当であるとする理由は存在しないと認められるから、その余の事項について判断するまでもなく、本件請求には理由がないと判断する。